

令和8年度新潟米プロモーション業務に係る プロポーザル募集要領

令和8年2月18日制定
新潟県農林水産部食品・流通課

1 業務の概要

(1) 目的

トップブランドの双璧であるコシヒカリ及び新之助をはじめ、新潟米が有する多様な銘柄のラインナップの魅力を発信するとともに、令和8年から一般栽培が始まる極早生新品種の付加価値をPRすることで、新潟米には様々な用途やニーズにマッチした多様な銘柄があるとともに、数あるブランドの中でも「新潟米を選べば間違いない」ことを消費者に認知してもらう。

(2) 委託業務の内容

別紙1「令和8年度新潟米プロモーション業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

2 見積上限額

44,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 新潟県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

提出書類：別紙2「令和8年度新潟米プロモーション業務に係る
プロポーザル質問事項」

提出期限：令和8年2月24日（火）正午必着

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
件名を「新潟米プロモーション質問」とすること。

※電話での質問は受け付けない。

(2) 質問の回答

令和8年2月27日（金）に県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

提出書類：別紙3「令和8年度新潟米プロモーション業務に係る
プロポーザル参加申込書」

※新潟県の県税の納入義務を有するものにあつては、県税納税証明書
（直近の事業年度分のみ）も提出すること。

提出期限：令和8年3月4日（水）正午必着

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：持参、郵送又は電子メール（提出期限必着）

※電子メールで提出する場合は、件名を「新潟米プロモーション参加」
とすること。

(2) 提案資格の確認結果通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年3月6日（金）に提案資格の確認結果を
電子メールにより通知する。

6 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類 各11部（正本1部、副本10部）及び電子データ（PDF）

ア 企画提案書

(ア) 以下の項目について出来るだけ詳細に記載すること。

- ・企画概要（現状・課題、企画コンセプト、展開内容）
- ・実施スケジュール
- ・効果の測定方法
- ・業務運営体制（責任者、担当部署を記載。なお、業務の一部を外部の別会社に委託する場合は、その会社名、責任者名を記載すること。）
- ・過去の新潟米プロモーション実績

- (イ) 用紙は、日本工業規格A列4番の横向き（上下開き）とし、左横書きで記載すること。
- (ウ) 企画書の表紙には「令和8年度新潟米プロモーション業務企画提案書」と表示し、余白に社名を記載すること。
- (エ) 提出後の追加や修正は認めない。また、提出資料は一切返還しない。
- (オ) 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

イ 見積書

- (ア) 消費税、地方消費税及び現地諸税等を含め記載すること。
- (イ) 宛名は「新潟県知事 花角 英世」宛てとし、住所、法人名、代表者名を記載の上、代表者印を押印（正本のみ）すること。
 - ※「発行責任者及び担当者（同一でも可）」の氏名、連絡先の記載があれば、代表者印の押印は不要。

(2) 提出期限等

提出期限：令和8年3月18日（水）正午必着
提出先：問合せ先に同じ
提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容審査のため、提案者は審査委員会においてプレゼンテーションを実施するものとする。

ただし、審査委員会が本プロポーザル競技に参加を表明したものが多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定したうえで行うことがある。

なお、一次審査の有無及びプレゼンテーションの日時等の詳細は、参加申込書を提出した者に対し個別に連絡する。

(1) 実施日等

実施日：令和8年4月22日（水）（予定）
場 所：新潟県庁会議室（予定）

(2) 実施方法

提案者が審査委員に対し、企画提案書等により自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を15分、審査委員による質疑を10分とする（予定）。

また、プレゼンテーションの実施にあたり、提出済の企画提案書以外の追加資料の使用は認めない。

(3) 審査項目

審査項目		審査の視点	配点	
企 画	基本方針	新潟米には様々な用途やニーズにマッチした多様な銘柄があるとともに、数ある全国のブランドの中でも「新潟米を選べば間違いない」ことが消費者に認知いただける企画となっているか。	10	75
	新潟米の魅力発信	SNS等のデジタルメディアを活用し、多様な銘柄をもつ新潟米の魅力が伝わる内容になっており、各銘柄のターゲット層の興味を喚起し、実際の購買につながるプロモーションが提案されているか。	15	
		話題性が高く、各種メディア露出の獲得が期待できる企画となっているか。	5	
	イベント・店舗タイアップの取組	印象的な喫食経験を通じて、新潟米の購入機運が醸成される企画となっているか。	10	
		話題性が高く、各種メディア露出の獲得が期待できる企画となっているか。	5	
	水稻極早生新品種のPR	ターゲットにおける品種の認知獲得が期待できる企画となっているか。	15	
		話題性が高く、各種メディア露出の獲得が期待できる企画となっているか。	5	
	米確保・ノベルティ制作等	求める内容を実現するために具体的な内容が適切に提案されているか。	5	
消費者の意識・行動等の調査	調査により得られる結果が次の施策につながるよう、具体的な内容が適切に提案されているか。	5		
運営体制等	十分なネットワーク、スタッフ、ノウハウを有しているなど、業務を遂行する体制が確保されているか。	10	20	
	過去に新潟米のPRに関する業務の実績があるか。	10		
費用対効果	提案内容と見積額を比較考慮し、高い費用対効果が期待できるか。	5	5	
				100

8 その他の留意事項

- (1) 企画書等の作成に要する一切の費用（旅費、通信費を含む。）は、事業者の負担とする。
- (2) 本要領に定められた事項に違反した場合は失格とする。
- (3) 契約は、審査を経て決定した事業者、新潟県が協議の上、締結する。
- (4) 事業者は、契約の締結に際して「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

9 スケジュール

日程	内容
2月18日(水)	公募開始(県ホームページに掲載)
2月24日(火) 正午	質問受付期限
2月27日(金)	質問に対する回答(県ホームページに掲載)
3月4日(水) 正午	参加申込期限
3月6日(金)	提案資格の確認結果通知
3月18日(水) 正午	企画提案書提出期限
(4月中旬)	(参加多数の場合、一次審査の実施)
4月22日(水)	プレゼンテーション・審査会実施
4月下旬	委託事業者の決定

10 問合せ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県農林水産部食品・流通課販売戦略班(新潟米担当)

担当: 戸松、五十嵐、丹後

TEL: 025-280-5306 E-mail: ngt060040@pref.niigata.lg.jp

参考：地方自治法施行令

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。